

## 札幌市里塚斎場の延命稼働に向けた調査業務

### 1 一般事項

#### (1) 適用範囲

ア この仕様書は「札幌市里塚斎場の延命稼働に向けた調査検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

イ この仕様書に定めのない事項については、契約書による。

ウ 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

#### (2) 用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

ア 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導・助言することをいう。

イ 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、話し合い、疑義等を解決することをいう。

ウ 「承諾」とは、受託者が申し出た事項について委託者が同意することをいう。

#### (3) 契約の履行に当たっての留意事項

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意し、本業務を行うこと。

ア 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

イ 本業務を処理するに当たって知り得た個人情報等の秘密について、別記の個人情報取扱注意事項を順守し、他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。  
この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。

ウ 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化と進捗管理に努めること。

エ 契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得られるよう努めること。

オ 本仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承諾を受けてから実施するものとし、承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費等は受託者が負うこと。

カ 本業務は定められた契約額で実施するものであり、仕様書に記載はないが効果的と認められる事項であっても、本契約額の中で実施すること。

- キ 本業務において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作者人格権を行使しないこと。
- ク 業務完了後6ヶ月間は、本市からの成果品の内容に関する確認等に対応すること。
- ケ 本仕様書、業務について疑義を生じた場合は、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

#### (4) 業務処理責任者等

- ア 受託者は本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- イ 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理すること。
- ウ 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

#### (5) 提出書類

- ア 受託者は、契約後所定の様式により関係書類を委託者に遅滞なく提出すること。
- イ 協議及び承諾は、原則として書面により行うこと。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。
- ウ 受託者は、委託者から指示があった場合、業務履行期限前においても調査内容、算出データの根拠資料等を提出すること。

#### (6) 業務着手

- 受託者は契約締結後速やかに業務日程表及び業務処理責任者届を作成し、委託者の承諾を得ること。

#### (7) 打合せ

- ア 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うこととし、その結果を記録して相互に確認すること。
- イ 本業務の実施に当たって受託者の業務責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認すること。

#### (8) 業務の完了

ア 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに本業務の完了届及び2(5)に示す成果品を委託者に提出すること。

イ 成果品提出の際、本市の業務担当者に対し、業務処理責任者から成果品についての十分な説明を行うこと。

**(9) 環境への配慮に関する事項等**

ア 本業務の履行においては、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

イ 本業務の履行において使用する用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

ウ 両面印刷の徹底により、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 環境関係等の法令を遵守すること。

## 2 業務の概要

### (1) 業務対象施設

札幌市里塚斎場(札幌市清田区里塚 506 番地)

施設の諸元は別紙のとおり

### (2) 業務の目的

築 35 年を迎える里塚斎場の物理的・機能的な延命化に向けて、耐用年数や改修すべき箇所・方法・費用を精査するための調査を行う。

### (3) 業務の概要

#### ア 里塚斎場の現状把握

斎場の躯体(屋上・内装を含み、外壁は除く)、火葬炉を除いた主要機器、付帯設備、敷地周辺の状況について、目視等による調査を実施し、委託者が用意する過去の修繕履歴と共に整理する。なお、調査の結果、特筆すべき点がある箇所は、委託者が貸与した図面に明示するとともに、報告書に整理することとし、報告書には、デジタルカメラにより撮影した各所の現況及び確認箇所の拡大写真を添付すること。

#### イ 斎場の躯体の健全度試験

試験については、斎場の火葬棟と待合棟については各階 3 ヶ所の計 12 ヶ所と渡り廊下分の 3 ヶ所を加えた計 15 ヶ所について実施することとし、試験結果を取りまとめ考察を加えること。なお、コンクリートの供試体(以下「コア」という。)の採取箇所を決める際には、鉄筋探査機により位置及びかぶり厚を測定した上で、委託者と打ち合わせを行うこととし、実施計画書を委託者に提出すること。

##### (ア) 圧縮強度試験

- ・ 構造物基幹部からコア(φ100×200)を採取し、圧縮強度の試験を行う。
- ・ JIS 規格により試験を実施する。
- ・ コアを採取する際には、各種設備、電気配管、鉄筋などを傷つけることのないよう、図面などで事前に調査すること。
- ・ コア採取後は、速やかに現状復旧を行うこと。

##### (イ) 静弾性係数試験

- ・ 採取したコアについて静弾性係数試験を実施し、アルカリシリカ反応や凍害

の有無について確認する。

- ・ JIS 規格により試験を実施する。

(ウ) 塩化物量による鉄筋コンクリート劣化度判定

- ・ 採取したコアをスライスし切断・粉砕し含有する塩化物量を測定する。
- ・ 塩化物イオン分析結果に基づき、将来の塩化物量を推定する。
- ・ JIS 規格により試験を実施する。

(エ) 中性化試験

- ・ 採取したコアにフェノールフタレインを噴霧し、中性化残りによる劣化度判定を行う。
- ・ JIS 規格により試験を実施する。

## ウ 斎場の耐用年数の算出

各種調査結果を基に、現状のままでどの程度斎場を使用し続けることができるか、おおよその耐用年数を算出する。併せて、定量的評価をした資料を提出すること。

## エ 斎場を延命化させるための改修方法の提案

上記ア～ウの結果に、委託者が整理した里塚斎場の運営上の課題や火葬件数の需要予測を踏まえ、15 年程度継続使用するための改修方法(特に施設休止の必要性の有無)・範囲・費用を提案する。

なお、改修方法を提案する際に踏まえる、里塚斎場の運営上の主な課題とは以下のものが考えられる。

- ・ 雨漏り
- ・ 収骨室の不足
- ・ 待合ロビーの狭隘化
- ・ 自家発電設備の長時間稼働化(国交省推奨の 72 時間程度まで延長)
- ・ 収骨室の防音化(清掃音への対応)
- ・ 北お帰り口に葬祭業者控室の設置
- ・ 火葬棟・待合棟間の動線の交差

- ・駐車場の不足(自家用車での来場の増加)

#### (4) 貸与品について

業務を行う上で受注者へ貸与するものは、以下のものとする。

- ・関係図面
- ・その他、発注者が必要と認めるもの

受託者は、貸与されたものについては丁寧に取扱うこととし、損傷または紛失した場合には、受託者の責任と負担において修復もしくは弁済するものとする。

また、貸与されたものが必要なくなった場合は、直ちに委託者へ返却すること。

#### (5) 業務履行期間

契約締結日から令和2年3月13日(金)まで

#### (6) 中間報告

令和元年8月30日まで上記(3)ウの施設に係る耐用年数の検討状況を、また、令和元年11月8日まで上記(3)に係る調査・検討状況の概要(エについては、改修項目や改修内容の提案)について、中間報告を行うこと。

#### (7) 成果品

業務終了時に提出する成果品は以下のとおりとする。

- ア 報告書(A4判、10部)
- イ 本業務の報告書、図面データ、検討の根拠資料等が格納されたDVD-Rなどの電子媒体(1枚)
- ウ その他委託者が必要として指示するもの

#### (8) 再委託

受託者は、委託者がやむを得ないと認めた場合は、委託者の事前承諾を得て、専門家を選任し、合理的な範囲の業務を再委託することができる。

ただし、委託者に承諾を求める場合は、委託先、再委託する業務の内容、選任の理由などを記載した書面により申し出なければならない。

(9) 業務担当者

保健福祉局保健所生活環境課 相馬、藤本 (TEL 622-5182)

(10) 現地担当者

保健福祉局保健所施設課 佐藤 (TEL 883-1561)

別紙) 里塚斎場の諸元

階 数	火葬棟：地上2階、地下1階 待合棟：地上2階	
構 造	火葬棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 待合棟：鉄筋コンクリート造	
運営形態	直営	
新 築 (着 工)	1982年(昭和57年)8月	
新 築 (しゅん工)	1984年(昭和59年)6月	
新 築 (供用開始)	1984年(昭和59年)7月	
大規模改修 (着 工)	2007年(平成19年)6月	
大規模改修 (しゅん工)	2009年(平成21年)3月	
大規模改修 (供用開始)	2009年(平成21年)4月	
敷地面積	23,970 m <sup>2</sup>	
建築面積	6,108 m <sup>2</sup>	
延床面積	8,560 m <sup>2</sup> (火葬棟 5,085 m <sup>2</sup> 、待合棟 3,475 m <sup>2</sup> )	
火葬炉	火葬炉数：30基(うち1基は大型炉) 焼却炉数：1基(胞衣産わい物等焼却用) 方式：強制排気・台車方式 構造：耐火レンガ組積セラミックファイバー貼 制御：自動制御 燃料：白灯油 環境保全設備：再燃焼炉、サイクロン集塵機、排ガス冷却方式 (水噴霧+空気冷却)	
告 別 室	2室 140 m <sup>2</sup>	
収 骨 室	8室 256 m <sup>2</sup>	
待 合 室	30室 1,200 m <sup>2</sup>	
霊 安 室	1室 最大3体	
待合ホール	197 m <sup>2</sup>	
駐 車 場	3,000 m <sup>2</sup> (バス32台、乗用車60台、身障者用3台)	
その他の設備	機械系	冷暖房、空調換気、給油、自動制御、給水、排水、給湯、衛生、消火、厨房、昇降機設備
	電気系	受変電、直流電源、発電、動力、電灯、構内交換、拡声、誘導支援、呼出し、テレビ共同受信、監視カメラ、火災報知、中央監視、火葬状況監視モニター、融雪、外灯設備



## 別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、委託者の指示に従うものとする。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。